

横浜ベイブリッジ(一般部)等の道路照明を一部消灯します。

～10月1日より、一部消灯の試行を開始します～

横浜国道事務所では、国道の維持管理について、更なる効率的・効果的な管理手法を検討しており、今月初めには、第1弾の取り組みとして、「除草」と「道路照明」における試行内容をお知らせしました。

現在、そのうち「除草」において、“除草予定時期の看板設置”と“除草範囲の縮小(部分刈り)”の試行を実施しております。今回、「道路照明」において、一部消灯の試行を10月1日より開始しますのでお知らせします。

今回の消灯は、交通安全上支障の少ない、歩道がない橋梁構造を対象に、電気料金の削減を目的として試行します。

(1) 実施箇所

- | | |
|---|------------------------|
| ①国道357号 横浜ベイブリッジ(一般部)
(横浜市鶴見区大黒ふ頭～横浜市中区本牧ふ頭地先) | (消灯数/全灯数)
116灯/232灯 |
| ②国道246号 新石川高架橋(横浜市青葉区荏田町地先) | 12灯/38灯 |
| ③国道246号 上草柳高架橋(大和市上草柳字篠山地先) | 16灯/36灯 |

(2) 実施期間(予定)

平成22年10月1日から平成23年3月末日まで

なお、試行の結果を踏まえ、支障がなければ消灯を継続します。

(3) コスト縮減額

約180万円/年(3箇所計)



道路照明
国道357号横浜ベイブリッジ(一般部)

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ
神奈川県政記者クラブ
横浜市政記者会

神奈川建設記者会
横浜ラジオ・テレビ記者会

問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 横浜国道事務所
〒221-0855 横浜市神奈川区三ツ沢西町13-2
TEL 045-311-2981(代表)
副所長 川端 道雄(かわばた みちお) 内線205
管理第二課長 吉池 正弘(よしいけ まさひろ) 内線441

【試行:道路照明】 消灯範囲の試行

参考資料

1) 消灯の目的

交通安全上支障の少ない箇所を対象に、電気料金の削減を目的として、道路照明の一部を試行的に消灯します。

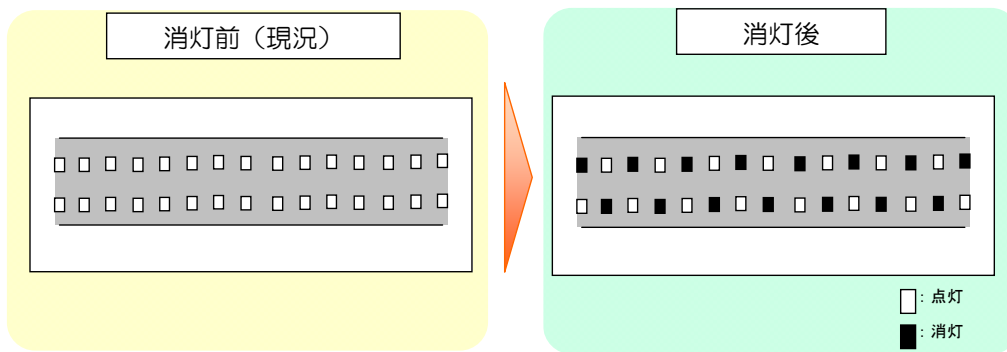
2) 実施箇所

実施箇所	消灯数 / 全灯数
①国道357号 横浜ベイブリッジ(一般部) (横浜市鶴見区大黒ふ頭～横浜市中区本牧ふ頭地先)	116灯 / 232灯
②国道246号 新石川高架橋 (横浜市青葉区荻田町地先)	12灯 / 38灯
③国道246号 上草柳高架橋 (大和市上草柳字篠山地先)	16灯 / 36灯

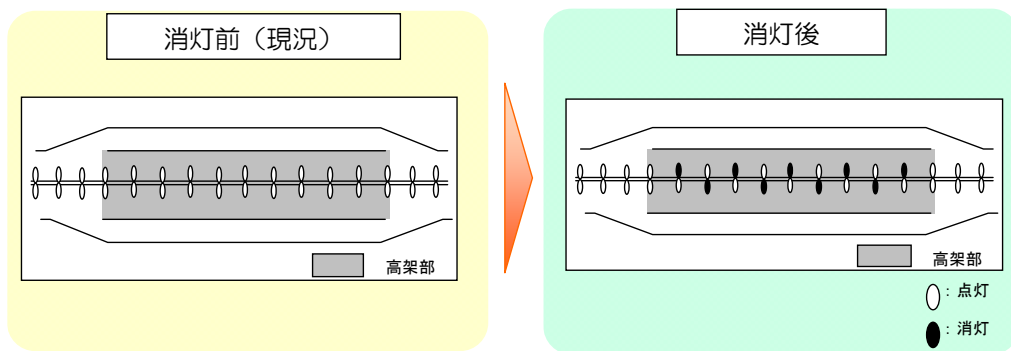
3) 実施予定 平成22年10月1日から試行予定

4) 消灯イメージ

①国道357号 横浜ベイブリッジ(一般部)の消灯イメージ



②③国道246号 新石川高架橋、上草柳高架橋の消灯イメージ



【試行:道路照明】 消灯柱のお知らせ

消灯柱は、不点灯の通報・問い合わせを防止するため、消灯していることのお知らせします。



【試行：除草】 実施予定時期のお知らせ

参考資料

1) 目的

除草の予定時期に関する問い合わせが多い地域を対象に、地域住民や道路利用者に対して、除草の予定時期を看板に記載し、お知らせします。

2) 看板の設置場所

川崎市・横浜市内の国道1号、15号に約40枚を設置済。



ドライバー向けの設置例
(国道1号藤沢バイパス付近)



歩行者向けの設置例
(国道15号川崎市川崎区榎町付近)

(参考) 国道の除草について

1) 目的

法面や中央分離帯等の雑草繁茂による建築限界の阻害や視距の阻害を解消し交通の安全を確保するために、除草を実施。

2) 実施方針及び頻度

道路巡回などにより繁茂状況を確認した上で、原則年間1回、7～10月頃を目安に、交通に支障となる箇所を限定して実施。



除草 (中央分離帯)



除草 (環境施設帯)

【試行：除草】 除草範囲の縮小

1) 目的

限られた予算内で効率的に除草を実施するため、法面や中央分離帯等において、繁茂状況を確認した上で、視距を阻害する最小の範囲を対象に、除草を実施します。
(約1mの部分刈り)

2) 実施箇所 川崎市・横浜市内の国道1号、15号、246号等で試行中。

従来



全面刈り

今回



部分刈り

従来



全面刈り

今回



部分刈り

横浜国道事務所では、これまでも路面維持、清掃、除草、剪定等の国道の維持管理について、地域の状況を踏まえ、効率的・効果的な道路維持管理に努めて参りましたが、近年の維持管理予算の縮減を踏まえ、今年4月より「維持管理効率化戦略チーム」を発足し、国道の維持管理について、更なる効率的・効果的な管理手法を検討して参りました。

現在、検討内容を踏まえ、効率的な維持管理を試行しております。

今後ともより適切な維持管理となるよう、皆様からの意見・要望を踏まえ、様々な取り組みを試行していく予定でありますので、ご理解とご協力をお願い致します。

<維持管理の試行にあたっての基本的な考え方>

1. 安全性の確保
2. 必要な道路機能の確保
3. コスト縮減
4. 地域性の配慮
5. 説明責任の向上

<第1弾の取り組み>

- | | | |
|-------|----------------|--------------|
| ①除草 | ◆実施予定時期のお知らせ | 【試行中】 |
| | ◆除草範囲の縮小（部分刈り） | 【試行中】 |
| ②道路照明 | ◆消灯柱のお知らせ | 【10/1より試行予定】 |
| | ◆消灯範囲の試行 | 【10/1より試行予定】 |



(除草の実施予定時期のお知らせ)

※今後、更なる取り組み内容が決まり次第、第2弾としてお伝えします。